

第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化

本章では、第2次計画策定後の環境分野における社会情勢の変化について、その内容と本市としての取り組み状況を示します。

2.1 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2.1.1 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは、2001（平成13）年に策定されたミレニウム開発目標（MDGs）の後継として2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、2030（令和12）年までの国際開発目標のことをいいます。

MDGsでは、国連の専門家の主導により開発途上国の抱える課題を示し、8つのゴールと21のターゲットを設定しました。その結果、極度の貧困状態にある人口割合の半減などの多くの目標において前進が見られましたが、教育や衛生といった分野では未達成の目標も数多く残ってしまいました。また、各国・地域の状況に配慮せず、すべての国に同一の目標を設定していたため、アフリカ大陸のサハラ以南の一部地域においては目標達成が進まないといった課題が残されました。

これらの課題を解決し、持続可能な世界を達成するため、2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的かつ強くしなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段を取ることを決意し、すべての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。

2.1.2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲット、232の指標のことをいいます。

SDGsは、すべての国に適用される普遍的な目標であり、その達成のために、すべての国の政府や市民、民間事業者といったすべてのステークホルダー¹が積極的に取り組み推進していくものです。

17の目標のうち、環境に関連している目標について、達成に向けた施策を本計画にて推進していきます。

¹ 利害関係者

図表 2.1.2 SDGs ロゴ



浜松市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2.1.3 本市における取り組み（浜松市 SDGs 未来都市計画）

本市において官民を挙げて推進している「森林」「エネルギー」「多文化共生」に関する取り組みが、SDGs 推進に係る優れた取り組みとして評価され、2018（平成 30）年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されました。「浜松市 SDGs 未来都市計画」を策定し、「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」の設立をはじめとした、2030（令和 12）年のあるべき姿を達成するための取り組みを進めています。

2.2 パリ協定

2.2.1 産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に

世界の温室効果ガス排出削減については、1992（平成 4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締結国会議（COP）において議論が行われてきました。しかし、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設けていたため、先進国のみに削減義務が課されることとなっていました。その一方で開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出することとなり、有効な対策を取ることが難しくなりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして 2015（平成 27）年 12 月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

2.2.2 「緩和」と「適応」

気候変動対策は温室効果ガスの排出抑制を行うことによる気温上昇抑制対策（緩和）が中心でした。一方で、気温上昇による気候変動の影響はすでに現れており、パリ協定では中長期的に避けられない影響に対する対策（適応）の強化が盛り込まれました。

2.2.3 気候変動適応法の施行

日本では2018（平成30）年12月に気候変動適応法が施行され、ステークホルダーの役割の明確化、適応を推進するための計画や拠点などの確保、国と地方公共団体の連携（組織化）など、地域での適応の強化について規定されました。

2.2.4 本市における取り組み

緩和策に関する取り組みとして、本市域から排出される温室効果ガスの削減計画である「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を国の計画や目標値との整合を図るために2017（平成29）年4月に改定しました。

また、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」運動に本市も賛同し、エコドライブ推進事業や次世代自動車の普及促進事業、地元プロスポーツチームやスポーツイベント等を活用した、「COOL CHOICE」の普及啓発をオール浜松で行っています。

適応策に関する取り組みとしては、気候変動による影響のうち特に緊急性が高いとされる農林水産や水資源、自然災害、健康、生態系の各分野について、気候変動の影響の状況について情報収集に努めるとともに、市民に対する情報提供・注意喚起を行っています。

また、熱中症対策の啓発や近年発生頻度が増加している豪雨により懸念される土砂災害や水害への対応として、保安林や治山施設の整備、治水対策の強化などを進めています。

2.3 海洋プラスチックごみ問題

2.3.1 生態系を含めた海洋環境への影響

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がり、沿岸の環境、船舶の航行、観光・漁業などへの影響が確認されています。海洋ごみの中でもプラスチックは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、このままでは2050（令和32）年までに海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出・滞留すると予測されています。

海洋に漂流したプラスチックは自然に分解されにくく、長期間にわたり環境中にとどまります。また、波や紫外線により物理的に砕かれ、5mm以下の大きさとなった微小なプラスチック（マイクロプラスチック）は、有害化学物質を吸着しやすいと報告されています。これらのプラスチックは、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系への影

響が懸念されることから、実効的な対策が求められています。

2.3.2 プラスチック資源循環戦略

プラスチックごみによる環境汚染については、2019（令和元）年6月の国際的な会議（G20）でも取り上げられ、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加の汚染を無くすことを目標とする合意がなされました。

これに先立ち、国では、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を2019（令和元）年5月に策定しました。

戦略は、3R² + Renewable³（リデュース・リユース・リサイクル+再生可能な資源への代替）を基本原則に、「プラスチック資源循環」「海洋プラスチック対策」「国際展開」「基盤整備」の重点戦略を展開することとしています。また、国民、企業、民間団体、地方公共団体、国等が連携協働して事業を推進します。

2.3.3 本市における取り組み

遠州灘や浜名湖では、多くの団体やボランティアが参加し、海岸の漂着ごみも含めて回収するクリーン作戦を長年実施しています。海洋プラスチックごみ問題の解決には、漂着ごみの回収とともに、プラスチックを海洋に流出させない取り組みが必要です。このプラスチックごみの発生抑制については、海岸美化活動やビーチ・マリンスポーツイベントの会場での環境保全PRなど、様々な場面において海洋プラスチックごみ問題の周知と啓発を行っています。また、環境学習講座での体験型学習や海洋ごみ問題を題材とした環境劇の開催など、広い世代でこの問題について理解を深めてもらうよう取り組んでいます。

こうした取り組みは、自治体や企業など、幅広い主体の連携協働を推進する、環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンを活用し、情報発信しています。

2.4 地域循環共生圏

2.4.1 地域循環共生圏とは

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である一方で、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重

² リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という循環型社会形成のための3つの言葉の英単語の頭文字

³ Renewable（再生可能な）：ここでは、3Rに加えて「再生可能資源の推進」を意味する

要となっています。このことを踏まえ、国の第5次環境基本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方を示しました。これにより新たなバリューチェーン⁴を生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造することを目指しています。

本市においても、この考えを踏まえた取り組みを行っていく必要があります。

図表 2.4.1 地域循環共生圏概要（出典：環境省 第5次環境基本計画）



2.4.2 本市における取り組み

浜松版スマートシティ⁵の実現を目指すため、「株式会社浜松新電力」を官民連携により設立し、市内で発電した電力を地元へ供給しているほか、「平成31年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体（環境省）」において、浜松市が提案した「木質バイオマスサプライチェーン⁶構築事業」が選定され、本市の広大な森林地帯から発生する木質バイオマスを地域で活用する枠組みの構築を目指しています。

その他にも、2024（令和6）年度に天竜区内に稼働予定の新清掃工場では、余熱エネルギー等を利用した新産業や雇用の創出など、市域の活性化に資する事業の展開に取り組んでいきます。また、産学官が連携する「地域循環共生圏研究会」の下で、ごみ焼却で生じる溶融スラグ等を活用した地域循環共生圏の構築に向けた研究も進めていきます。

⁴ 製品を作る最初の段階から消費者にサービスが届くまでの間の価値のつながり（変動）

⁵ エネルギーに対する不安のない強靱で低炭素な社会（浜松市エネルギービジョン（令和2年3月））

⁶ 製品を作る最初の段階から消費者にサービスが届くまでの活動の一連の連鎖

2.5 Society 5.0

2.5.1 Society 5.0 とは

IoT⁷で全ての人とモノがつながることで様々な知識や情報が共有され、その情報を人工知能（AI）が解析することにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになります。この情報をロボットや自動走行車などの新しい技術と連携させることで様々な課題を克服していく社会のことを、目指すべき社会「Society 5.0」として国が提唱しています。

2.5.2 持続可能性を支える技術

AI やIoT 等を活用することで、工場等の運営の効率化や電力消費の自動制御などによる低炭素・省エネルギーを促進し、食料等の生産量と天候などを踏まえた需要との関係を解析することによる省資源化・ロスの削減を図るなど、様々な社会的課題・経済的課題を解決し持続可能な社会を目指すため、国内外で技術開発が進められています。

2.5.3 本市における取り組み

本市においても、チャットボット⁸等を用いた資源物回収サイトの整備など、AI やIoT 等の技術を活用した市民サービスの向上に向けた施策の検討を行っています。

図表 2.5.3 Society 5.0 イメージ図（出典：内閣府ホームページ）

